

鹿屋市指定給水装置工事事業者新規申請のご案内

- 鹿屋市給水条例の適用される区域内（上水道区域内）における給水装置の工事は、鹿屋市給水条例第8条により「指定」を受けた者が施行することになっています。
- 「指定」に関する手続きは、以下のとおりです。

【指定の申請に必要な書類】

個人	法人	申請に必要な書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者申請書(様式第1)	表裏とも記入してください。
○	○	誓約書(様式第2)	
○	○	給水装置主任技術者選任・解任届出書 (選任する主任技術者の免状(写し))	選任する主任技術者全員分を添付してください。
○	○	配管工登録申請書	
○	○	主任技術者及び配管工一覧表	
○	○	機械機具調書(別表)	
○	○	機械器具の写真	
○	-	住民票	発行日から3か月以内のものとし ます。 個人番号は記載しないものとし ます。
-	○	定款の写し	直近のものを添付してください。
-	○	登記事項証明書又は登記簿謄本	発行日から3か月以内のものとし ます。

○申請手数料 10,000円

※お渡しする納入通知書により、金融機関等でお支払いください。

○申請場所 鹿屋市上下水道部 工務課

○その他 指定日までの期間は、申請から1ヵ月程度です。

○問い合わせ先 鹿屋市上下水道部 工務課 配給水係
 電話 0994-43-4225 ファックス 0994-43-3646
 E-mail : koumu@e-kanoya.net
 〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿2丁目11番18号